間税会ニュース

平成26年1月15日 No. 39



〒812-0011 福岡市博多区博多駅前3-7-3 皐月マンション311号 TEL 092(405)5646 FAX 092(405)5647

間税会は消費税のあり方を考える会です



福岡国税局間税会連合会 会長 中川原 潔

年頭のご挨拶

新年明けましておめでとうございます。

会員の皆様には、新年をご健勝にてお迎えのこととお慶び申し上 げます。

平素より当連合会の運営につきまして、特段のご協力をいただき 誠にありがとうございます。

また、国税ご当局の皆様には、多大なるご指導、ご支援を賜り、 厚くお礼申し上げます。

さて、昨年は、いわゆる「アベノミクス」による経済効果や2020年のオリンピック開催地に東京が選ばれたことなど、日本経済にもようやく明るい兆しが見えはじめた年でした。また、税制面では、本年4月から消費税率の8パーセントへの引き上げ、来年の10月には10パーセントへの引き上げが予定されており、基幹税たる消費税の姿が現実のものとなってきました。

これらの改正は、国民生活に直結する重要なものであり、消費税の会としての間税会の役割は今後益々高まっていくものと考えますが、それだけに間税会としては、消費税の税率アップが国民の皆様に理解され、円滑な運営が行われますよう、改正内容などの啓発活動や広報活動に積極的に取り組む必要があります。

ところで、本年の第41回全間連通常総会は、我が福岡局間連の担当で9月26日(金)にホテルニューオータニ博多を会場として行われます。福岡・佐賀・長崎の1万人超の会員で、北部九州の美味しいものや、観光、歴史、文化の紹介を兼ね、「お・も・て・な・し」の心で、全国の皆様をお迎えしたいものと準備を急いでおります。この全間連総会を機会として、会員の増強、行動する魅力ある間税会という目標の実現が叶いますよう、心を新たにして間税会の成長、発展を期したいものです。

新しい年、平成26年の各間税会の益々のご発展と会員皆様のご繁栄を祈念し、国税ご当局皆様のご健勝とご活躍を祈念いたしますとともに、今後とも私ども間税会に一層のご指導を賜りますようお願い申し上げ、年頭のご挨拶といたします。



福岡国税局 消費税課長 徳永 修

年頭のご挨拶

平成 26 年の年頭にあたり福岡国税局間税会連合会の皆様に謹ん で新年の御挨拶を申し上げます。

会員の皆様方には、平素から会活動を通じまして、税務行政に深い御理解と多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

間税会におかれましては、消費税創設時から、「消費税を育てる間税会」として、様々な活動に積極的に取り組んでこられました。

ここに、中川原会長をはじめ役員の皆様方並びに会員皆様方の日頃の御尽力に対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

また、本年は、14年ぶりに福岡国税局間税会連合会担当による

全国間税会総連合会・第41回通常総会・福岡大会の開催が予定されており、各単位会の皆様が一丸となって、大会の成功に向け活動されているとお聞きしています。

全国間税会総連合会の通常総会の成功を心から祈念いたします。

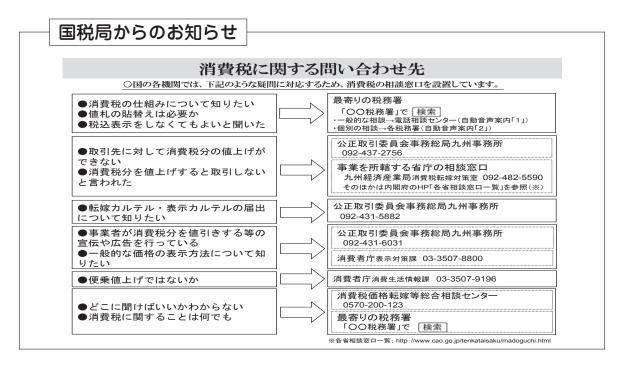
さて、間税会の皆様と関わりの深い消費税につきましては、本年4月から税率が8%に引上げられ、来年10月から10%に引上げが予定されています。

今回の改正は、国民の皆様の関心も高く、私どもでは、今後も制度の円滑な定着に向けて、 十分な周知・広報を行っていくこととしていますが、税に関する正しい知識の普及のためには、 私ども国税当局の周知・広報のみでは容易に成し遂げることができません。

間税会の皆様におかれましては、これまでと同様、本年4月からの消費税率の引上げが国民の皆様に十分に理解され、私どもの運営が円滑に進みますよう、改正内容などの啓もう活動や広報活動に取り組んでいただくなど、御支援、御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、まもなく平成25年分の所得税・贈与税及び個人事業者の消費税の確定申告期を迎えます。会員の皆様方におかれましては、ICTを活用した申告及び期限内納付について、御協力をお願い申し上げます。

終わりに、福岡国税局間税会連合会の更なる御発展と会員の皆様方の御繁栄と御多幸を心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



平成 25 年度「税を考える週間」行事実施状況

「税を考える週間」においては、国民各層により能動的に税の仕組みや目的等を考えてもらい、 国の基本となる税に対する理解を一層深めてもらうとともに、税務行政に対する理解及び納税 道義の高揚を図ることを目的として、効果的・効率的な広報公聴施策を、官民挙げて集中的に 実施しようとするものである。

この趣旨を踏まえ、講演会、研修会、街頭広報など間税会が単独で、又は中心となって実施した多彩な行事の一部を紹介します。

実施事項		主催者等	月日	場所	対象	内 容
研修会	0	西福岡間税会	11.14	プラザ寿苑	会員	 署長講話ほか
街頭広報	0	博多間税会	11.14	JR 博多駅前広場	一般	クリアファイル 税資料2000部配布
	0		11.16	香椎	会員	消費税8%への対応
税金クイズ	0	若松間税会	10.6	呼子	会員	バスハイク研修
税の標語表彰	0	飯塚間税会	11.6 ~ 8	飯塚市中学校	受賞者	受賞者4名
税の標語表彰	0	田川間税会	11.11~21	田川市郡中学校	中学生	入選作品に賞状等
講演会	0	久留米間税会	11.19	えーるピア久留米	会員	間税会の説明
チャリティー 落語会	0	久留米間税会	11.19	えーるピア久留米	会員 一般	クリアファイル 税資料配布
研修会	0	甘木朝倉間税会	9.2 9.9 9.27	朝倉商工会議所	会員	消費税改正セミナー
視察交流会	0	甘木朝倉間税会	11.18~19	北九州市内	会員	TOTO工場、エコタウン視察 小倉間税会との交流
研修会	0	八女間税会	11.26	(有)日若屋	会員	税務研修会
書写コンクール 入選作品の展示	0	大牟田間税会	11.11~17	大牟田市・みやま市 柳川市	一般	書道作品の展示
まるごとみやま 秋収穫祭「税金 クイズ」		大牟田間税会	11.16	みやま市	一般	税金クイズ
研修会	0	小倉間税会	10.14~15	山口県	会員	バスハイク 税金クイズ等
女性スクール	0	小倉間税会	11.11	小倉税務署	女性部	「税務行政現状」「名曲プロムナード」「相続=争続?」 講演
広報	0	小倉間税会	11.8	小倉北区	青年部 女性部	スタンプラリー 税金クイズ等 街頭でチラシ配布
研修会	0	小倉間税会	11.27	小倉北区	青年部 女性部	「僕の青春」:「ある予科練生 の戦争体験」講演
街頭広報	0	門司間税会	11.11	門司港·大里 新門司	会員 一般	消費税に関する資料交付
税 金 展・ 利 き 酒・コンサー ト・税金クイズ	0	行橋間税会	11.21	京都ホテル	会員 一般	パネル展示·ジャズコン サート等
講習会	0	佐賀間税会	11.26	佐賀市	会員	消費税改正講習会
タックスフェアー	0	鳥栖間税会	11.9	フレスポ鳥栖	一般	税相談会・クイズ・一億円サ ンプル展示等
講演会		唐津間税会	11.27	唐津シーサイドホテル	会員 一般	20周年記念講演
租税教室	\circ	武雄間税会	11.15	武雄センチュリーホテル	会員	ジャーナリスト講演会等
街頭広報	0	長崎間税会	11.11	浜町アーケード	一般	税資料・クリアファイル等 800部配布
講演会	\triangle	長崎間税会	11.15	ホテルニュー長崎	会員	「企業を元気にする経営と リーダーシップ」
研修会	0	諫早間税会	12.18	諫早税務署	会員	主催行事
地酒の集い・利 き酒会・税金ク イズ・懇談会	0	佐世保間税会	12.3	佐世保玉屋	一般	地場産業の活性化・ 管内酒PR
講演会	0	島原間税会	11.7	島原シーサイドホテル	会員 一般	管理職パワーアップ研修
税のひろば		壱岐間税会	11.9~10	壱岐市内	会員 一般	税金クイズ 参加者1721名
税に関する作文		対馬間税会	11. 中旬	対馬市内 3 高校	高校生	対馬間税会賞を授与

(注) ◎~間税会主催行事 ○~他団体との共催行事 △~他団体主催行事へ参加

消費税法改正等のお知らせ

平成25年11月

国 税 庁

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の 一部を改正する等の法律」による消費税法の主な改正内容

1 消費税収入の使途の明確化

国分の消費税収入については、毎年度、制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並び に少子化に対処するための施策に要する経費(社会保障4経費)に充てるものとされました。

(注) 地方消費税収入(引上げ分)及び消費税収入に係る地方交付税分については、社会保障4経費を含む社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

2 消費税率の引上げ

消費税率及び地方消費税率について、次のとおり2段階で引き上げることとされました。

適用開始日 区 分	現 行	平成 26 年4月1日	平成 27年 10月1日
消費税率	4.0%	6.3%	7.8%
地方消費税率	1.0% (消費税額の25/100)	1.7% (消費税額の17/63)	2.2% (消費税額の22/78)
숨 計	5.0%	8.0%	10.0%

- ※ 経済財政状況の激変にも柔軟に対応する観点から、消費税率引上げの前に、経済状況等を総合的に勘案 した上で、消費税率の引上げの停止を含め所要の措置を講ずることとされています。
- ※ 引上げ後の税率は、経過措置(「5 税率引上げに伴う経過措置」参照)が適用されるものを除き、適用 開始日以後に行われる資産の譲渡等について適用されます。

消費税の円滑かつ適正な転嫁等への取組

消費税は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者にご負担いただくことを予定している税です。

消費税の円滑かつ適正な転嫁に支障が生じないよう、政府として、強力かつ実効性のある転嫁対策等を 実施するため、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関 する特別措置法」(平成25年10月1日施行「消費税転嫁対策特別措置法」)において、消費税の転嫁等 に関する様々な施策を講じています。

※ 消費税の価格転嫁対策の内容については、内閣府ホームページ「消費税価格転嫁等対策」(下記URL) をご覧ください。

URL http://www.cao.go.jp/tenkataisaku/index.html

消費税価格転嫁等総合相談センターが設置されました

転嫁・価格表示・便乗値上げ等に関する政府共通の相談窓口として、「消費税価格転嫁等総合相談センター」 が設置されました。

センターでは、①転嫁に関する問い合わせ、②広告・宣伝に関する問い合わせ、③消費税総額表示に関する問い合わせ、④便乗値上げに関する問い合わせを受け付けます。

このようなご相談に関して、法令等の考え方を回答するほか、転嫁拒否などの消費税転嫁対策特別措置法に違反する疑いのある行為については、相談者のご意向により、センターから担当省庁へ通知します。

ご相談は、専用ダイヤル又はホームページ上の専用フォームをご利用ください。

専用ダイヤル 0570-200-123

【受付時間】平日9:00~17:00 (平成26年3月・4月は土曜日も受付)

メール
ホームページ上の専用フォームをご利用ください。

URL http://www.tenkasoudan.go.jp(24時間受付)

※ 消費税法改正の内容に関して、お分かりにならない点がありましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

3 特定新規設立法人の事業者免税点制度の不適用制度の創設

○制度の概要

その事業年度の基準期間^(注)がない法人で、その事業年度開始の日における資本金の額又は出資の金額が1,000万円未満の法人(新規設立法人)のうち、次の①、②のいずれにも該当するもの(特定新規設立法人)については、当該特定新規設立法人の基準期間のない事業年度に含まれる各課税期間における課税資産の譲渡等について、納税義務が免除されないこととなりました。

- (注) 「基準期間」とは、原則として、その事業年度の前々事業年度をいいます。
- その基準期間がない事業年度開始の日において、他の者により当該新規設立法人の株式等の50%超を直接又は間接に保有される場合など、他の者により当該新規設立法人が支配される一定の場合(特定要件)に該当すること。
- 上記①の特定要件に該当するかどうかの判定の基礎となった他の者及び当該他の者と一定の特殊な関係にある法人のうちいずれかの者(判定対象者)の当該新規設立法人の当該事業年度の基準期間に相当する期間(基準期間相当期間)における課税売上高が5億円を超えていること。

〇適用開始時期

平成26年4月1日以後に設立される新規設立法人で、特定新規設立法人に該当するものについて適用されます。

4 任意の中間申告制度の創設

○制度の概要

直前の課税期間の確定消費税額(地方消費税額を含まない年税額)が48万円以下の事業者(中間申告義務のない事業者)が、任意に中間申告書(年1回)を提出する旨を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間(注1)から、自主的に中間申告・納付(注2)することができることとされました。

- (注1) 「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。
- (注2) 中間納付税額は、直前の課税期間の確定消費税額の1/2の額となります。また、中間納付税額と併せて地方消費税の中間納付税額を納付することとなります。

なお、任意の中間申告制度を適用する場合であっても、仮決算を行って計算した消費税額及び地方消費税額により中間申告・納付することができます。

〇適用開始時期

個人事業者の場合には平成 27 年分から、また、事業年度が1年の法人については、平成 26 年4月1日以後開始する課税期間(平成 27 年3月末決算分)から適用されます。

留意事項

- 任意の中間申告制度を適用した場合、6月中間申告対象期間の末日の翌日から2月以内に、所定の事項を記載 した中間申告書を納税地の所轄税務署長に提出するとともに、その申告に係る消費税額及び地方消費税額を併せ て納付する必要があります。
 - ※ 期限までに納付されない場合には、延滞税が課される場合があります。
- 中間申告書をその提出期限までに提出しなかった場合には、6月中間申告対象期間の末日に、任意の中間申告制度の適用をやめようとする旨を記載した届出書の提出があったものとみなされます。
 - ※ 直前の課税期間の確定消費税額が48万円超の事業者(中間申告義務のある事業者)が中間申告書をその提出期限までに提出しない場合には、中間申告書の提出があったものとみなすこととされていますが、任意の中間申告制度の場合、中間申告書の提出があったものとみなされません(中間納付することができないこととなります。)。

5 税率引上げに伴う経過措置

改正後の税率は、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引き取られる課税 貨物に係る消費税について適用され、適用開始日前に行われた資産の譲渡等、課税仕入れ及び保税地域から引 き取られる課税貨物に係る消費税については、改正前の税率が適用されることとなります(「2 消費税率の引 上げ」参照)。

ただし、適用開始日以後に行われる資産の譲渡等のうち一定のものについては、改正前の税率を適用することとするなどの経過措置が講じられています。

主な経過措置の概要については、次のページをご覧ください。

主な経過措置の概要

○ 次に掲げるものには、8%への税率引上げ後においても改正前の税率(5%)が適用されます。

(注) 8%から 10%への税率引上げ時における経過措置については、改めてお知らせします。 経 措 置 内 容 调 0 適用開始日 ① 旅客運賃等 (H26, 4, 1) 平成 26 年 4 月 1 日以後に行う旅客運送の対価や映画・演劇を催す 対価受領: 入場等 場所、競馬場、競輪場、美術館、遊園地等への入場料金等のうち、平 0 成26年4月1日前に領収しているもの 4, 30 ② 電気料金等 権利: 継続供給契約に基づき、平成 26 年4月 1 日前から継続して供給し 継続供給 確定 ている電気、ガス、水道、電話に係る料金等で、平成26年4月1日 4 -から平成26年4月30日までの間に料金の支払いを受ける権利が確 定するもの ③ 請負工事等 指定日 (H25, 10, 1) 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 工事(製造を含みます。)に係る請負契約(一定の要件に該当する測量、 契約 譲渡等 設計及びソフトウエアの開発等に係る請負契約を含みます。) に基づ Δ き、平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等を行う場合における、 当該課税資産の譲渡等 ④ 資産の貸付け 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 契約 貸付け 資産の貸付けに係る契約に基づき、平成26年4月1日前から同日以 0 1 後引き続き貸付けを行っている場合(一定の要件に該当するものに限 ります。)における、平成26年4月1日以後に行う当該資産の貸付け ⑤ 指定役務の提供 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 役務の提供に係る契約で当該契約の性質上役務の提供の時期をあらか じめ定めることができないもので、当該役務の提供に先立って対価の 指定役務 契約 全部又は一部が分割で支払われる契約(割賦販売法に規定する前払式 -/ 特定取引に係る契約のうち、指定役務の提供(*)に係るものをいいま す。) に基づき、平成 26 年4月1日以後に当該役務の提供を行う場合 において、当該契約の内容が一定の要件に該当する役務の提供 「指定役務の提供」とは、冠婚葬祭のための施設の提供その他の便益の 提供に係る役務の提供をいいます。 ⑥ 予約販売に係る書籍等 平成25年10月1日前に締結した不特定多数の者に対する定期継続 契約 対価受領 定期供給 供給契約に基づき譲渡される書籍その他の物品に係る対価を平成 26 0 -17- $\Delta - \Delta$ 年4月1日前に領収している場合で、その譲渡が平成26年4月1日 以後に行われるもの 不特定多数の者に週、月その他の一定の期間を周期として定期的に発 指定発売日:譲渡 行される新聞で、発行者が指定する発売日が平成 26 年4月1日前 であるもののうち、その譲渡が平成26年4月1日以後に行われるもの ※平成25年10月30日政令304号により、雑誌は、経過措置の対象から除かれました。 指定日 (H25, 10, 1) 通信販売の方法により商品を販売する事業者が、平成25年10月1 日前にその販売価格等の条件を提示し、又は提示する準備を完了した 条件提示 由汉 場合において、平成26年4月1日前に申込みを受け、提示した条件 譲渡 D 17 -/ に従って平成26年4月1日以後に行われる商品の販売 ⑨ 有料老人ホーム 平成8年10月1日から平成25年9月30日までの間に締結した 有料老人ホームに係る終身入居契約(入居期間中の介護料金が入居-時金として支払われるなど一定の要件を満たすものに限ります。)に基 契約 介護サービス づき、平成26年4月1日前から同日以後引き続き介護に係る役務の 0 $-\wedge$ 提供を行っている場合における、平成26年4月1日以後に行われる 当該入居一時金に対応する役務の提供

上記以外にも消費税法の適用に関して所要の経過措置が設けられています。

Ⅱ 消費税転嫁対策特別措置法に規定する「総額表示義務の特例措置」

○制度の概要

「消費税転嫁対策特別措置法」第10条の規定により、平成25年10月1日から平成29年3月31日までの間において、「現に表示する価格が税込価格であると誤認されないための措置(誤認防止措置)」を講じている場合に限り、税込価格を表示(総額表示)しなくてもよいとする特例が設けられました。

なお、消費者の方々の利便性にも配慮する観点から、この特例の適用を受ける事業者は、できるだけ速やかに「税込価格」を表示するよう努めることとされています。

【誤認防止措置の具体例】

総額表示義務の特例措置の適用を受けるために必要となる誤認防止措置としての表示は、消費者が商品等を 選択する際に、明瞭に認識できる方法で行う必要があります。

例 1

値札、チラシ、ポスター、商品カタログ、インターネットのウェブページ等において、商品等の価格を 次のように表示する。

 OOO円 (税抜価格)
 OOO円 (税別)

 OOO円+税
 OOO円+消費税

(例 2)

個々の値札等においては「〇〇円」と税抜価格のみを表示し、別途、店内の消費者が商品等を選択する際に目に付きやすい場所に、明瞭に、「当店の価格は全て税抜価格となっています。」といった掲示を行う。

国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」に「総額表示義務の 特例措置に関する事例集(税抜価格のみを表示する場合などの具体的事例)」を掲載しています。上記以外 の事例も紹介していますので、そちらもご覧ください。

Ⅲ 課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正

〇制度の概要

平成 26 年4月1日以後に行われる総額表示義務の対象となる取引について、総額表示を行っている場合において、その取引に係る決済上受領すべき金額を税込価格を基礎として計算することができなかったことにつきやむを得ない事情があるときは、経過措置として、当分の間、旧消費税法施行規則第 22 条第1項 (注) の規定を適用できることとされました。

また、上記IIの総額表示義務の特例措置の適用を受ける場合にも、総額表示を行っているものとして、この 経過措置の適用を受けることができることとされました。

(注) 消費税法施行規則の一部を改正する省令(平成 15年9月30日財令第92号)により、廃止された消費税法施行規則第22条第1項をいいます。

〇適用開始時期

平成26年4月1日以後に行う課税資産の譲渡等から適用されます。



課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の具体的な取扱いについては、国税庁ホームページの「消費税法改正のお知らせ(社会保障と税の一体改革関係)」に「課税標準額に対する消費税額の計算の特例に関する経過措置の改正について」を掲載していますので、そちらをご覧ください。

- O お分かりにならないことや、更に詳しくお知りになりたいことがありましたら、最寄りの税務署にお尋ね ください。
- 税務署での面接による個別相談(関係書類等により具体的な事実関係を確認させていただく必要がある相 談)を希望される方は、あらかじめ電話により面接日時等を予約していただくこととしておりますので、ご 協力をお願いします。

全間連第 40 回通常総会開催される

去る9月19日(木)、東京千代田区の東京會舘において東京国税局間税会連合会担当により、 全間連第40回通常総会が会員約750名出席の下に盛大に開催された。 総会

当日は来賓として国税庁長官、ほか財務省、国税庁、東京国税局、友誼団体など多数出席され「消費税を理解する団体としての間税会の役割は今後ますます重要になり、期待するところ大である」などと述べられた。

提出議案は審議の結果、いずれも満場一致で原案どおり 承認された。

総会の席上、組織増強功労者(団体)表彰が行なわれ、 当連合会関係では、小倉間税会(深町宏子会長)、甘木朝 倉間税会(篠崎博之)の両会が表彰された。



全間連創立 40 周年記念式典と祝賀会の開催

全間連第40回通常総会の後、午後3時から創立40周年記念式典が盛大に行なわれた。

式典では、全間連創立 40 周年記念功労者の表彰状贈呈式が行なわれ、当連合会関係では、 荒木正文様・異島明子様・井上皓子様・木村勝治様・篠崎博之様・下平明美様・芹野州明様・ 滝山真弓様・中川原潔様・中村貴士様・原武人様・本島直幸様・山口久様・山本和夫様、以上 14 名の方が表彰の栄に浴した。

引き続き、記念講演が行なわれ、映画『男はつらいよ』『幸福の黄色いハンカチ』などの作品で有名な映画監督の山田洋次氏が「寅さんと私」と題して講演した。

山田氏は「1969年に寅さんの第1作を作ったときは、この映画がヒットするとは思っていませんでした。渥美清という非常にユニークな魅力的な俳優がいて、この俳優のために何か考えられないかと思っているうちに、ふらふら漂泊の旅を続ける奇妙キテレツな人間像が生まれました」と語った。また、会場に設置されたスクリーンで『男はつらいよ』の名場面を鑑賞。故・渥美清さん演じる寅さんと出演者との絶妙な掛け合いに、会場は温かい雰囲気に包まれた。

この後、来賓の小渕優子財務副大臣が祝辞を述べ、続いて、元宝塚スターの小川甲子(甲にしき)さんが乾杯のあいさつをし、祝賀会となった。

祝賀会では、テレビドラマ『水戸黄門』のうっかり八兵衛役でお馴染みの俳優・高橋元太郎 さんが登場。高橋さんは、『マイウェイ』をはじめ数々のスタ

ンダードナンバーを披露し、客席を沸かせた。 当連合会のメンバーは祝賀会でピンクのハッピを着用し、来

年9月の福岡大会に向けてその存在感を示した。

最後に東京局間連から当福岡局間連へ会旗の引継ぎ式が行なわれ、「よかとこ福岡に来ちゃんしゃい!」の横断幕を掲げて華やかな中に祝賀会は終了した。



会旗の引継式



40 周年記念功労者表彰



祝賀会風景



高橋元太郎ショー・バックコー ラス(?)福岡局間連メンバー



福岡大会参加を 呼びかける団扇